

岩手県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

岩手県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の規定により、岩手県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 岩手県新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 本部員（副本部長である本部員を除く。以下同じ。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置く。

5 前項の職員は、県の職員のうちから知事が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

(部)

第4条 対策本部に部を置く。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。